

認証のメリット



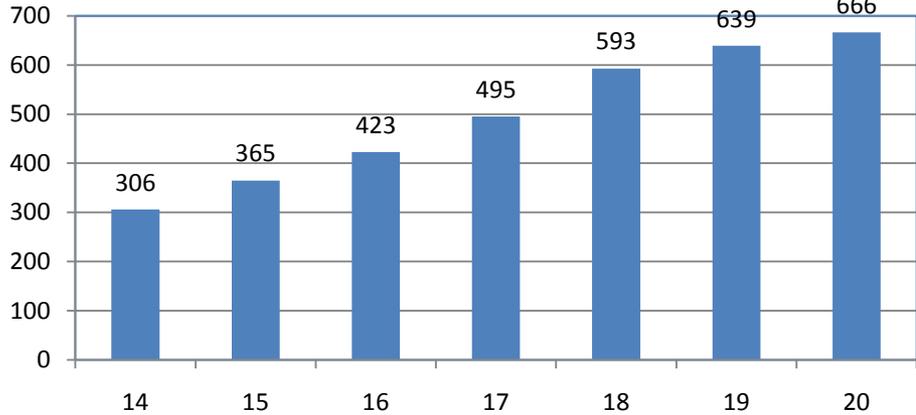
- ・県の認証により事業者は公的な信用を得ることができる
- ・取得費用の負担が無いなど、中小企業等でも認証取得しやすい制度
- ・省エネ対策を進めることで経費の節減が図れる

- ・金融機関による低利な事業資金の融資の対象者となる
実施銀行 埼玉りそな銀行, 三井住友銀行, 武蔵野銀行
(金利優遇 $\Delta 0.25\%$ など)
- ・物品等競争入札参加資格での等級格付け評価において5点を加点
- ・工事発注における総合評価方式において1点を加点

- ・「県省エネ専門員」による省エネ対策に関する相談・助言を受けることができる
- ・省エネ対策や環境マネジメントに関する研修会や情報提供を受けることができる

計画書制度の効果

計画書提出事業者数の推移



※任意提出者(H19:107)を含む

◆制度の定着や、任意提出する事業者の増加等により計画提出者は順調に増加

⇒環境負荷低減に取り組む事業者の増加、定着

※エコアップ認証制度の創設により、H21からは任意提出事業者が増加

(万t-CO₂) H13~H19継続提出事業者からのCO₂排出量の推移

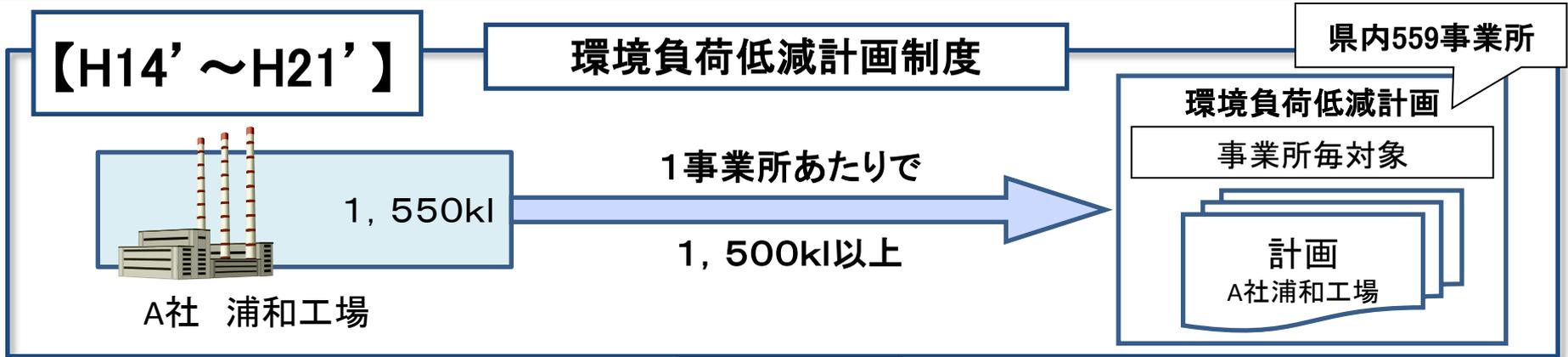


※H13~19の全てのデータを有する304事業者の推移
※電力排出係数等を一定で算定

◆これまでの実績では、一定の削減効果が発揮されてきたが、近年は、生産量の増大などの影響からCO₂排出量は横ばい

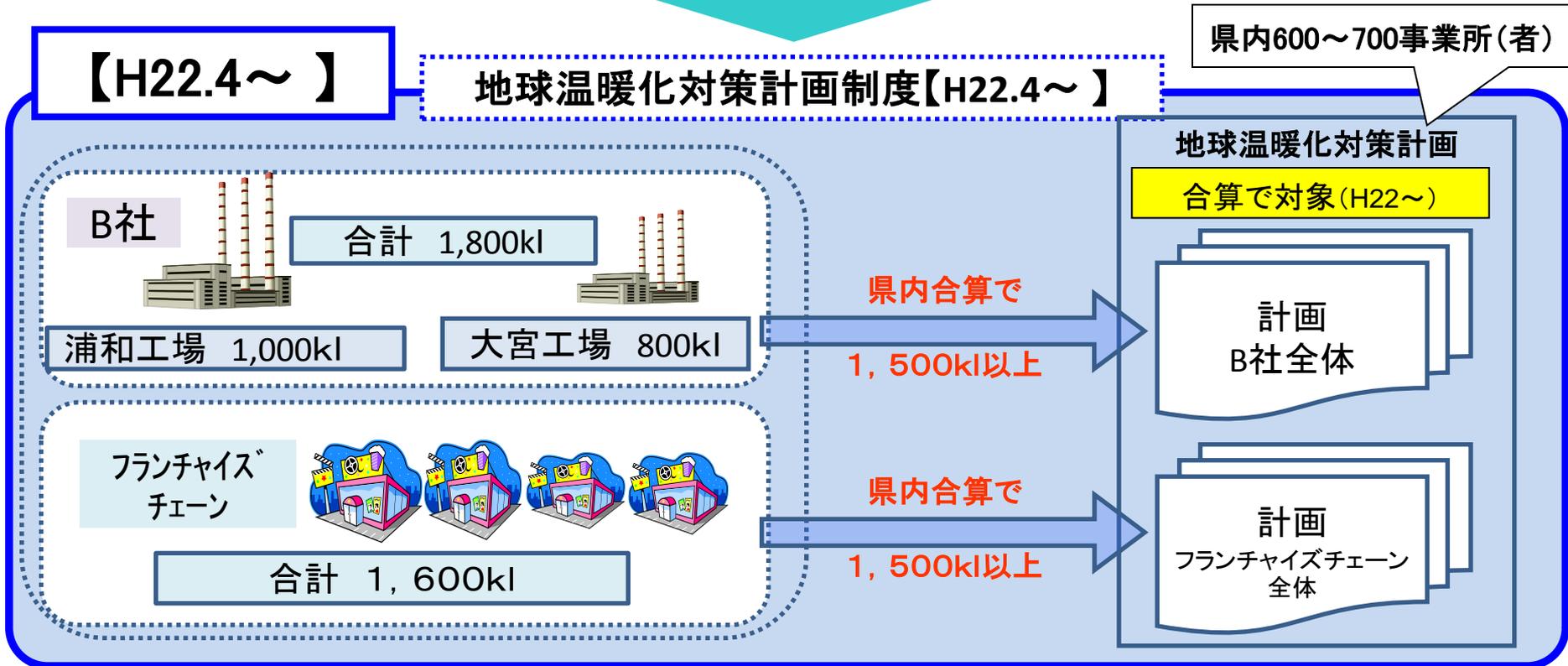
◆ エネルギー多量使用企業に対する新たな対策として、対象者の拡大、排出量取引制度の導入へ 8

計画書制度の対象拡大



条例改正

対象拡大



新たな計画制度のポイント

主な変更点

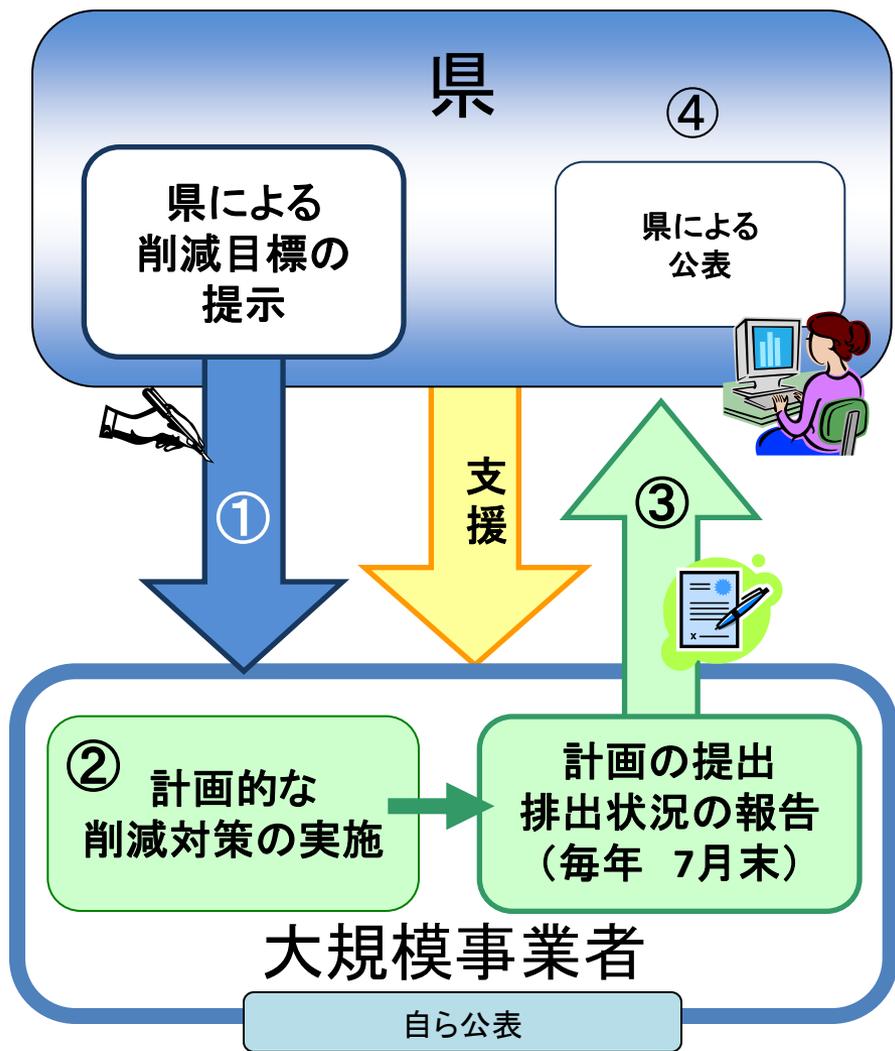
	現行制度 (環境負荷低減計画)	新制度 (地球温暖化対策計画)
管理者、申請者	事業所単位	事業者単位
目標設定	自ら目標を設定	① 大規模事業者 県が示した目標の設定方法(削減率、基準年等)に基づき目標を設定 ② 大規模事業者以外 自ら目標を設定
計画書等の作成・公表	計画の作成、提出、自主公表	計画及び実施状況報告の作成、提出、自主公表
県による計画書等の公表	なし	あり
計画等の作成、報告を行わない場合	・勧告 ・勧告に従わなかった場合、氏名の公表	・勧告 ・勧告に従わなかった場合、氏名の公表

公共施設は対象外

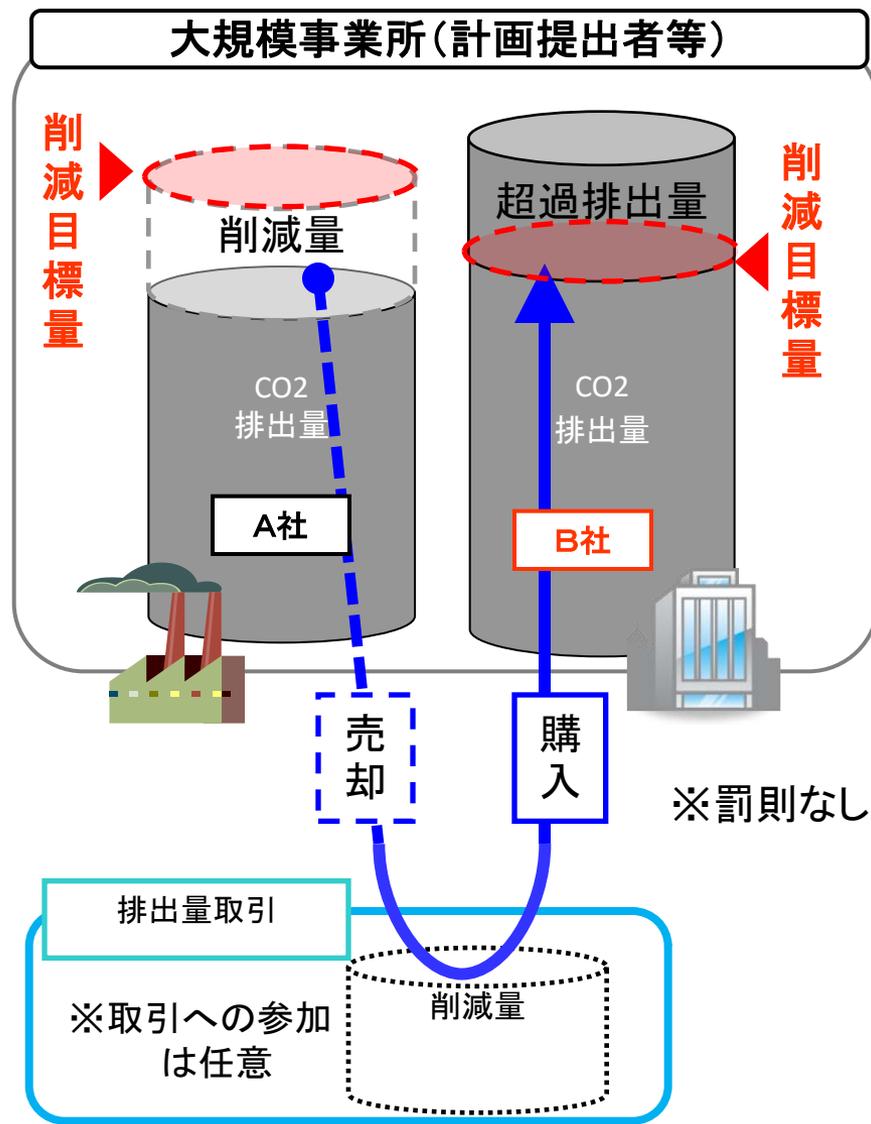
公共施設も対象

目標設定型排出量取引制度イメージ

目標設定・計画書制度イメージ



排出量取引イメージ



※罰則なし・未提出・未公表者に対する勧告・公表有

削減目標の達成手段(イメージ)

① 目標設定

計画期間の削減率が期間中一律「▲○%削減」の例

○計画期間

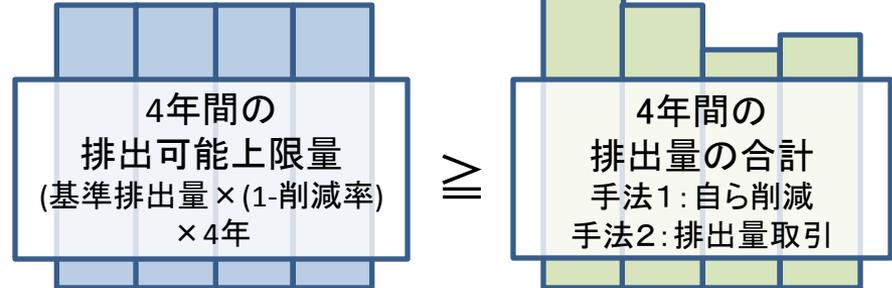
⇒ 4年間

○基準排出量

⇒ 平成14年度～19年度の間で連続する3年の平均値

○計画期間の削減率

⇒ 県が定める削減率(%)



② 達成方法

1 自ら削減

○高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など(燃料・熱・電気の使用量を削減する対策)

2 排出量取引

- ①他の対象事業所が、目標量を超えて削減した量 < 相対取り引きを想定 >
- ②県内中小規模事業所の省CO2対策による削減
- ③再生可能エネルギーによるCO2削減相当量など < 現在検討中 >

③ 達成評価

○目標の達成状況を公表

○目標非達成時の罰則等無し

⇒県による目標設定や排出量取引の実施等により、事業者の自主的取り組みを促進

自動車地球温暖化対策計画制度

22.4.1より施行

自動車を直接使用する事業者

① 30台以上の自動車を使用する事業者

自動車地球温暖化対策計画作成

エコドライブ推進者の選任

さらに

② 200台以上の自動車を使用する事業者

低燃費車の導入

対策計画の届出

実施状況の報告(毎年)

エコドライブ推進者
選任の届出

さらに200台以上使用の事業者は

低燃費車の
導入方策作成(対策計画に)
及び実施状況の報告

自動車使用者の責務

- ①エコドライブの実施
- ②公共交通機関や自転車の利用
- ③自動車の使用抑制
- ④温室効果ガスの排出が少ない自動車の選択

県庁舎・地域機関
等も対象

21.4.1より施行

自動車を間接的に使用する事業者

大規模荷主

・従業員数300人以上の事業所で次の業種の事業者
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、倉庫業、卸売業、小売業



大規模集客施設

・劇場、飲食店、店舗などに供する建築物でその用途面積が1万㎡以上の施設の所有者又は運営者



マイカー通勤者が多い事業者

・従業員数300人以上でマイカー通勤者が50%以上の事業所を設置する事業者



自動車地球温暖化対策
実施方針の提出

県内の温室効果ガス
排出量の効果的な削減

建築物環境配慮制度

大規模建築物に対する対策

届出

(対象)
延べ床面積
2,000m²以上の
建築物

新築・改築



21.10.1より施行

県

受付・審査

省エネ性能

- ・設備システムの効率化
- ・壁・窓の断熱性
- ・空調制御 など



太陽光等

- ・昼光利用(トップライトなど)
- ・自然エネルギー利用
(太陽光発電など) など



資源有効利用

- ・資源再利用率
- ・木材利用
- ・ペレットストーブ など



アイランド対策

- ・屋上・壁面緑化率
- ・駐車場の緑化 など



<CASBEE埼玉県による評価>

県
ホームページ など

公表

- 建築物の評価
- 対策実施状況(点数化)
- 県重点項目の状況
 - ・太陽光発電
 - ・ヒートアイランド対策 等

環境配慮建築物への
プラス評価

環境配慮建築物の増加

建築物の低炭素化

CASBEE埼玉県による格付け・評価が高い建築物等
⇒・マンションの購入者への金融機関における金利優遇措置

基準金利から1.0~1.5%程度優遇の方向

・総合設計制度による容積率の割増し

建築基準法の総合設計制度において、容積率の通常の割増しを上回る割増しを受けることが可能

<CASBEE埼玉県の得点に応じて、通常の割増しに10%もしくは20%を乗じた割増し>

・埼玉県環境建築住宅賞(一般建築部門)を新設

既存建築物を対象とし、環境配慮の先進事例として表彰



ご静聴ありがとうございます。
ございました。

埼玉県のマスコット
コバトン

(お問合せ)

埼玉県 環境部 温暖化対策課 企画調整担当

TEL 048-830-3037 (直通)

FAX 048-830-4777

Mail a3030-11@pref.saitama.lg.jp